

令和5年 議会基本条例 検証チェックリスト 【議会による最終評価】

『評価』： A・・・概ね達成できた B・・・達成できたが、改善の余地あり C・・・あまり達成できなかった D・・・達成できていない

条文		取組状況と評価	評価	今後の課題及び改善策
第1条 目的				
第2条 議会の活動原則				
(1)	公正性及び透明性を確保するとともに、町民に開かれた議会及び町民参加の推進を目指すこと。	議会報告・意見交換会、議会広報、議会傍聴を促すぶち通信の発行、ホームページを活用した会議録等の公開など、議会の活動状況を町民に見えるように努めている。	A	町民がどの程度理解を示しているのか、どの程度興味を持っているかのアンケートなどが取れるとよい。
(2)	議決責任を深く認識し、町民に対して積極的な情報公開に取り組むとともに、説明責任を果たすこと。	丁寧にわかりやすくを心がけ、議会だよりで報告している。	A	多くの町民に読んでもらえるように工夫する必要がある。
(3)	町民の傍聴意欲を高めるよう、わかりやすい視点、方法等で議会運営を行うこと。	ぶち通信などを発行する体制を構築し、傍聴意欲を高める取り組みを実施している。	A	近年、傍聴者数が減少しているため、特に若い世代に興味をもたせる・関心を高めるような取組が必要である。
(4)	議員間の自由かつ達な討議を行い、論点・争点を明らかにすること。	自由討議の必要性を理解した上で実施要綱(R3.6.1)を作成したが、実施には至っていない。	C	今後、先進地の事例等を参考にしながら検討していく。
(5)	新たに生ずる町政の課題等に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会の改革に取り組むこと。	議会活性化特別委員会で都度必要な改正などを行い、本会議で中間報告書として取りまとめる等、継続的な議会改革に努めている。	A	引き続き課題を洗い出し、討議していく。
第3条 議員の活動原則				
第4条 町民参加及び町民との連携				
第1項	議会は、議会の活動に関する情報を公開するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。	丁寧にわかりやすくを心がけ、議会だよりで報告している。	A	多くの町民に読んでもらえるように工夫する必要がある。
第2項	議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会（以下「本会議等」という。）を原則公開する。	本会議及び委員会は、原則公開している。	A	条文に従いこれまでどおり取組む。
第3項	議会は、本会議等を運営するに当たり、参考人制度及び公聴会制度を活用して、町民の専門的又は政策的識見を議会の討議に反映させるよう努める。	陳情の審議については参考人を招致した。また、議員報酬改定の際には必要機関へ諮問するなど、適宜取り組むことができている。	A	議案の審査等について活用する必要があるれば、その都度判断していく。
第4項	議会は、町民による請願及び陳情を政策提案と位置付け、審査においては、提案者の意見を聴く機会を設ける。	審査においては、参考人を招致し、提案者の意見を聴く機会を設けている。	A	条文に従いこれまでどおり取組む。
第5項	議会は、町民の参加と連携を高める方策として、議会報告・意見交換会を年1回以上開催し、広く町民の意見を聴取して議会活動に反映させなければならない。	開催している。また、コロナ禍においても動画配信やオンラインでの意見交換会、感染防止対策を講じての対面形式での実施など、状況に合わせて開催している。	A	広く町民の意見を聴取できるよう、参加者数の確保に努めていく。
第5条 町長等と議会及び議員の関係				
第6条 政策形成過程等				
第1項	議会は、町長等が提案する重要な計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）の意思決定においては、その水準を高めるため、次に掲げる政策形成過程を論点として審議しなければならない。	町長等が提案する重要な政策等については、内容説明を求めると共に、質疑等により論点を明確にした審議をしている。	B	自由討議等の実施により、これまで以上に論点を明確にした審議を行っていく必要がある。
第2項	議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定、執行における論点、争点を明確にし、執行後を想定した審議を行うものとする。			

条文		取組状況と評価	評価	今後の課題及び改善策
第7条 予算・決算における政策説明資料の要求				
	議会は、町長から提出された予算案及び決算を審議するに当たり、町長に対して施策別又は事業別の説	条文に従い、町長に対して審議・審査に必要な施策別又は事業別の説明資料を求めている。	A	必要に応じ、今後も求めていく。
第8条 地方自治法第96条第2項の議決事項				
第9条 自由討議による合意形成				
第1項	議会は、議員による討論の場であることを十分に認識し、積極的に議員相互間の討議に努めなければならない。	自由討議の必要性を理解した上で実施要綱(R3.6.1)を作成したが、実施には至っていない。	C	今後、先進地の事例等を参考にしながら検討していく。
第2項	議会は、本会議等において、議員提出議案、町長提出議案、町民提出議案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。			
第3項				
第10条 委員会の活動				
第1項	委員会は、議案等の審査及び所管に属する調査の充実に努め、その機能を十分に発揮しなければならない。	予算・決算特別委員会、議会活性化特別委員会、総務経済常任委員会所管事務調査、総務経済常任委員会研修視察等の委員会を適切に行っている。	B	常任委員会の開催頻度を多くするよう努めていく。
第2項	委員会は、町政の課題に適切かつ迅速に対応するため、調査を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものとする。	決算特別委員会後や総務経済常任委員会所管事務調査後に、予算に反映すべき事項として町側へ提言書を提出しているが、政策立案については実現に至っていない。	B	政策立案については実現に至っていないため、今後検討していくべき課題である。
第11条 議員研修の充実強化				
	議会は、議員の政策提言及び政策立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。	町村議会議員研修会等の開催時には、適宜参加し充実強化を図っている。また、総務経済常任委員会では政策提言に向けた取組として視察を行っている。	A	総務経済常任委員会研修視察は、研修内容について十分に理解を深められるよう、スケジュールを組む必要がある。
第12条 議会図書室の充実				
	議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の整備充実に努めるものとする。	整備できている。	B	インターネット等の普及も考慮し、今後の在り方については検討が必要である。
第13条 議会広報の充実				
第1項	議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から町民に対して周知するものとする。	重要な情報を適宜・適切に広報誌で周知できしており、議会広報第127号(令和2年5月発行号)は全国コンクールで過去最高位である優秀賞(全国第3位)を受賞した。	A	議会広報誌をどの程度読んでもらっているのか等、議会広報誌の役割や必要性については調査が必要である。
第2項	議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が議会と町政に関心を持つような議会広報活動に努めるものとする。			
第14条 事務局の体制整備				
	議会は、議会及び議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化に努めるものとする。	対応できている。	A	各種研修等への参加や自己研さんを積極的に図り、事務局機能を強化するよう取組む。
第15条 議員定数及び報酬				
第1項				
第2項	議員定数及び報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。	議員報酬については、これまでの経過や議員のなり手不足、議会活動の活性化等の時代背景を踏まえ、令和4年4月1日に改定した。また、改定の際には第三者機関の意見を伺うなど、議会側の視点のみでの改定としないよう、考慮している。	B	議員定数については、女性議員の参画やなり手不足の解消など時代背景を考慮し、今後検討していく必要がある。

条文		取組状況と評価	評価	今後の課題及び改善策
第16条 政治倫理				
第17条 最高規範性				
第18条 見直し手続				
第1項	議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかを検証する。	改選前に検証している。	B	今後、条文の改正について検討を要する。
第2項	議会は、前項のほか、必要に応じてこの条例の目的が達成されているかを検証することができる。			
第3項	議会は、前2項における検証の結果、制度の改善が必要な場合は、全ての議員の合意形成に努めた上で、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。			

※ 議会としての評価のため、議員個人を対象とする項目は評価せず斜線で表記しています。